

平成26年度  
第2回 定期監査結果報告書

企画財務部

秘書広報課

企画政策課

財政課

武蔵村山市監査委員



武監発第 44 号  
平成27年3月17日

武蔵村山市長  
藤野 勝 様

武蔵村山市監査委員 原 田 友 義

武蔵村山市監査委員 高 山 晃 一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

## 平成 26 年度 第 2 回定期監査結果報告書

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査

#### 2 監査の対象

企画財務部〔秘書広報課、企画政策課、財政課〕所管の事務

#### 3 監査の範囲

- (1) 予算執行事務（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 11 月末日までの執行分）
- (2) 物品管理事務
- (3) その他財務に関する事務

#### 4 監査の期間

平成 27 年 1 月 16 日から平成 27 年 3 月 17 日まで

#### 5 説明の聴取

実施月日	監査の対象
2 月 5 日(木)	企画政策課
2 月 5 日(木)	財政課財政担当グループ
2 月 5 日(木)	財政課検査管財担当グループ
2 月 6 日(金)	秘書広報課

#### 6 監査を実施した監査委員

原 田 友 義

高 山 晃 一

#### 7 監査の方法

監査の実施に当たっては、予算執行事務、物品管理事務、その他財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、それぞれ関係職員から事務内容の説明を聴取するとともに、関係書類を検証し事務処理状況を確認した。

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果

監査対象とした秘書広報課、企画政策課及び財政課の所管の予算執行状況は別表のとおりで、計数の誤りはなく、事務事業、物品管理などについても試査による検証並びに実査の結果、全ての部署とも事務処理状況は適正に処理及び管理がなされおり、全般的に「おおむね良好」とであると判断した。

しかし、一部に改善又は検討を要する事項が見受けられたので、次に記述する。

### 2 改善又は検討を要する事項

#### (1) ツイッター・フェイスブックに関する事務について(秘書広報課)

秘書広報課が所管している公式ツイッターアカウントとフェイスブックでは、責任者の指定、運用ポリシー、活用ガイドラインの作成や担当者会議の設置などの運用体制を構築している。

フェイスブックで情報を発信できる課を3課(防災安全課、協働推進課及び秘書広報課)に限定して投稿を管理しているのに比べ、ツイッターは、市の全部署が投稿できることとなっており、掲載内容の確認方法や決裁方法がフェイスブックと異なっている。

情報は一度公表すると拡散されることから、投稿に当たり、紙ベースでの決裁記録が残らないなど、不明瞭な点があるツイッターについては、チェックリスト等を作成し、責任の所在を明確化するなど、より良い事務処理ができるよう検討していただきたい。

また、これら情報提供手段を更に積極的に活用し、市民の声を反映した市政運営並びにタイムリーな情報の発信により開かれた市政運営に努められたい。

#### (2) 時間外勤務命令簿の勤務内容について(秘書広報課)

台帳等の試査として、時間外勤務命令簿の管理・保管状況について確認を行った。

時間外勤務は、この命令簿により行うものとされているところであるが、勤務内容が具体的でないものが見受けられた。

今後においては、勤務内容を詳細に記載することが望ましい。

#### (3) 時間外勤務の縮減について(企画政策課)

市の基本施策を決定する庁議の運営、長期総合計画やこれに基づく各年度

の実施計画の策定など、担当する業務も多く、これら業務の処理に時間を要することは、時間外勤務命令簿からも把握できるところであるが、毎年、予算編成方針で通達される時間外勤務手当 1 億キャップ制の意義に基づき、なお一層の事務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努められたい。

(4) 被服貸与簿の受領印について（企画政策課）

台帳等の試査として、被服貸与簿の管理・保管状況について確認を行った。被服貸与簿は、職員被服貸与規程第 9 条に規定されており、貸与された職員（受領者）の押印欄がある。

今回の監査において検証したところ、過去のものではあるが、本人の受領印が漏れている箇所があった。今後遺漏のないよう留意されたい。

(5) 建物総合損害共済への加入について（財政課）

事業執行における審査項目中「公有財産の保険に関すること」の建物総合損害共済の加入状況については、平成 26 年度（平成 26 年 11 月末現在）19 課 188 件が加入しているところである。

建物総合損害共済は、市が所有、使用又は管理する物件が罹災した場合、修理・修繕費が補てんされる制度であると理解している。

このことを十分認識し、加入忘れや漏れにより、補填されないということのないよう、今後とも各課への指導並びに周知徹底を図っていただきたい。

また、今後策定される公共施設等総合管理計画に向け、公有財産の総合調整や公有財産台帳の管理事務は、重要なポイントとなることからこれらも踏まえ、適正に対応されたい。

### 3 まとめ

今回の定期監査において、各担当者から事業執行事務等を審査項目ごとに聴取したところ、企画財務部は市の重要政策の形成や市政の基本施策の審議策定並びに計画的、効率的な財政運営など重要な事務を遂行していることを十分に理解したところである。

今後においても、市民の期待に応える施策を推進し、市民の視点に立った効果的かつ効率的なサービスの提供に努められたい。